「電子契約サービス」のご利用をご検討ください

令和7年4月　新潟県

新潟県では、令和5年10月1日から「電子契約サービス」を運用しております。
ご利用は事業者様の任意ですが、契約のデジタル化により、業務効率化や経費の削減にもつながる一方で、サービス利用にともないご負担いただく費用も一切ありません。
県内産業のデジタル化に向け、幅広く事業者の皆様方からご利用いただくようお願いします。

電子契約とは…

紙に印鑑を押印するのではなく、インターネット上にアップロードした契約書の電子データに「電子署名」を行うことにより締結する契約です。
電子契約サービスの利用により、事業者様には次のメリットがあります。

① 業務効率化：印刷・捺印・郵送などが不要
② コスト削減：印紙代※・郵送費が不要
③ 働き方改革：リモートワークでの契約手続きが可能

※請負契約等の契約書を書面で作成した場合に課税

■ ご利用の流れ　～わずか3ステップで契約書の合意締結が完了します～

〇県からの受注が決定
（県の担当者から、電子契約サービスのご利用についてお尋ねします。）

①「電子契約利用同意書（所定様式）」を作成し、電子メールにより県の担当者に提出

▼

②電子契約サービス（クラウドサイン）から届く「契約書の確認依頼メール」に記載のURLからサービスに接続

▼

③ブラウザ上で契約書の内容を確認し、問題がなければ「同意して確認完了」ボタンをクリック
（契約締結完了メールに記載のURLから、契約書のPDFデータをダウンロードしてください。）

お問い合わせ
新潟県出納局会計検査課　調達契約係　まで
℡ 025-280-5490 ／ E-mail ngt190030@pref.niigata.lg.jp